

令和2年度 PTA年度始総会 議案書



議案内容

(1) 令和2年度事業計画(案)について

(2) 令和2年度予算(案)について

- 〈資 料〉
- ・ 令和2年度PTA組織表
 - ・ PTA会則
 - ・ PTA慶弔規定

令和2年度 P T A事業予定表（案）

月	日	曜日	P T A事業（委員会等）	企画委員会	全員委員会	実行委員会
4	6	月	第1回企画(拡大)委員会19:00 中止			
	10	金	全員委員会①19:00 第2回企画委員会20:00 中止			
	17	金	年度始総会（終了後、写真撮影） 写真撮影・延期			
			学年学級懇談会、学年委員選出(1学年) 中止			
			歓送迎会 ヴァンヴェール 19:00 中止			
	28	火	第1回学年委員会 中止			
5	7	木	第2回広報委員会 19:00 中止			
	8	金	市P連定期代議員会（本部）18:00 アミューズ 中止			
	15	金	交通・自転車安全教室（校外・学年） 中止			
6	4	木	広報委員会19:00 中止			
	5	金	企画委員会19:00 中止			
	12	金	掲額式18:30、祝賀会19:00 式を延期			
	25	木	第1回学校保健委員会（成人・保健）、救急法講習会（成人・保健、地） 中止			
7	3	金	企画委員会 19:00	企画①		
	20	月	P T A会報136号発行（広報） 発行日を延期			
8	夏季休業中		プール監視（地区委員会）			
	22	土	廃品回収8:00・奉仕活動9:30(全委員会)			
9	4	金	企画（拡大）委員会 19:00（PTA祭りについて）	企画②		
	19	土	運動会（本部）			
10	2	金	全員委員会 19:00 企画委員会20:00	企画③	全員①	
	30	金	実行委員会（次年度役員推薦委員会）19:00			実行
11	8	日	文化行事（成人・保健）			
	15	日	フリースクール・P T A祭り（全委員会）			
	27	金	企画委員会19:00	企画④		
12	3	木	第2回学校保健委員会（成人・保健）			
1	8	金	新年会			
	14	木	第5回広報委員会 19:00			
	26	火	企画委員会 19:00	企画⑤		
2	4	木	広報委員会 19:00			
	5	金	地区組織作り・交通当番表作成（地区・校外合同）			
	12	金	年度末総会、新旧役員引継ぎ会議、納め会			
3	24	水	P T A会報137号発行（広報）			

※感染状況等の変化により、今後も計画が変更することがあります。変更がある場合には、その都度、お知らせしていきます。

令和2年度 PTA会計予算(案)

富岡市立西小学校

I 一般会計の部

1、収入の部

項目	前年度決算額	本年度予算額	摘 要
1 会費	428,000	430,000	2000円×215(予定)
2 繰越金	0	0	一般会計からの繰入金
3 利息	0	0	
	0	0	
合 計	428,000	430,000	

2、支出の部

項目	決算額	本年度予算額	摘 要
1 事業費	32,950	35,000	入学式祝い品(児童印)、卒業式祝い品(証書ホルダ)鉢花等
2 助成金	40,000	40,000	市P連参加助成金等
3 旅費	0	10,000	市・県P関係出張旅費
4 負担金	49,810	50,000	県市P連・学警連・コネスコ等会費
5 安全互助会	21,508	22,000	県P安全互助会費
6 慶弔費	59,960	50,000	慶弔費、記念写真等
7 事務費	13,818	13,000	ファイル、インク、用紙 等
8 環境整備費	0	2,000	剪定補助、除草剤等
9 予備費	7,613	8,000	リーダー研修慰問費、その他予備用等
◎本部費計	225,659	230,000	
1 地区	6,392	7,000	フール監視者用飲料
2 広報	165,000	165,000	広報「太陽」発行費
3 校外	0	2,000	登校班用はちまき、登下校指導用品 等
4 学年	12,720	18,000	卒業生用陶花(一人300円を目安に補助)
5 成人教育・保健	7,732	8,000	謝礼等、救急法費用、学校保健委員会費用、保健備品
◎委員会費計	191,844	200,000	
合 計	417,503	430,000	

II 特別会計の部(PTA祭り・廃品回収の収益金を教材・備品等に活用)

前年度繰越金 77,209 円

III 記念事業基金(特別会計より8～10万程度毎年積み立てる)

前年度繰越金 392,500 円

令和2年度 西小学校PTA組織表

本部役員会
会長・副会長・書記・会計・顧問

企画委員会
本部役員・各委員長・顧問
(拡大企画：正副委員長、
会計監査委員)

実行委員会
企画委員・各副委員長
地区正副代表

全員委員会
全委員・担当職員

各会議組織・構成委員

会 長
大岡 修司

顧 問
新嶋 修
関 悟

書 記
西澤 昌志
㊦渡邊 恭司

副会長
高橋 聡
笠原 春子

会 計
佐藤英梨香
㊦斎藤 春生

親委員会
西澤 昌志
㊦斎藤 春生

会計監査委員
佐藤 正義
岩井 由姫

虹の会
土屋美千代
㊦松本 美穂

	地区委員会	校外委員会	成人教育・保健	広報委員会	学年委員会
委員長	吉田 博	柳澤 克彦	矢野 真弓	関口 和美	山田 絵里
副委員長	黒澤 美輪	横尾 友美	飯野 利恵	今井 千暁	佐俣 美喜
学校書記	松井 康	高橋 玲子	北村加寿江	北村 知子	須藤千賀子
担当職員	藤井亜紀子 横川 千春 佐藤 香林 畠山のぞみ 新井萌安奈	新井 洋美 小林 玲子 山田 啄登	大河原美由紀 矢野 健治 神部 浩子	阿久津賢治 小須田理恵 福島 由香 小柏 秀平	中野 慎也
1	地区委員 別 掲	横田 梨沙	村田 麻里	茂木 花苗	1-1
2		丸山 麗子	坂本 江津子	仲澤 祐子	1-2
3		神保 すみれ	新井 美由紀	富岡 寿恵	2-1
4		松本 紫帆	野々下可奈子	柴山 寿子	3-1
5		岡田 夏美	田島 宏美	仲地 麻由美	3-2
6		大河原由香理	坂 沙織	富田 悦子	4-1
7		新井 恵	松本佳代子	月田 恵利	4-2
8		土谷 紫津嘉		山田 裕子	5-1
9		笠原 京子			5-2
10		田中 明子			6-1
11					6-2
12					ひ・あ

	1 区	2 区	3 区	4 区	七日市東区	2 5 区	2 6 区
1	代 表 吉澤 登美子	高橋 江里	佐藤 加奈子	井上 純香	市川 佳恵	向島 こずえ	月田 芳美
2	副代表 織田 華子	逸見 晶子	花岡 亜紀	細山 由香	柳澤 佑子	今井 珠美	久保 てる子
3	委 員	角井 亜也子	舟田 圭		上原 尊子		神宮 綾乃
4		小川 寿代	黛 さやか				
5		吉水 朋美	田村 しのぶ				
6			南雲 かをり				
7			平田 奏				
8			武内 静子				
9							
10							

富岡市立西小学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は西小学校PTAと称し、事務所を西小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は次の諸項を行うことを目的とする。

- (1) 家庭、学校及び社会における児童、青少年の福祉を増進する。
- (2) 家庭生活及び社会生活の水準を高め、民主社会におけるよき父母になるために研修する。
- (3) 民主教育に対する理解を深めこれを推進する。
- (4) 家庭、学校及び一般社会との関係を緊密にし、協力して児童、青少年の心身の健全な発達を図る。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会は営利的、宗教的、政治的活動はもとより本会の目的事業以外の他の活動には、いかなる関係をも持たない。

第5条 本会は児童、青少年の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。

第6条 本会は教職員及び教育関係者と学校の問題について討議し、また活動を助けるために意見を述べ参考資料を提供する。しかし学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

第4章 会員

第7条 本会の会員は本校に在学する児童の保護者と学校職員とする。

第5章 役員

第8条 本会の役員は次の通りとする。

会長1名 副会長2名 書記2名
会計2名

2 本会の役員のうち、書記1名、会計1名は学校職員より選出される。なお、総会において承認を得た場合は、特にその年度に限り役員の人数を変更することができる。

3 役員は他の委員を兼ねることができない。

第9条 役員は総会において決定する。

第10条 役員は任期は年度末総会から1年とする。但し、再選は妨げない。

2 役員は欠員により補充された役員は前任者の残任期間とする。

第11条 会長は次の職務を行う。

- (1) 本会を代表し総会及び実行委員会を招集し、実行委員会の議長をする。
- (2) 他の役員及び学校長の意見を聞いて専門委員会の正副委員長を委嘱する。
- (3) 各地区から推薦された専門委員、地区委員を委嘱する。

(4) 実行委員会の承認を得て臨時委員会の正副委員長を委嘱する。但し役員候補者推薦委員会、会計監査委員会は除く。

第12条 副会長は次の職務を行う。

(1) 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第13条 書記は次の職務を行う。

(1) 総会及び実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

(2) 記録、通信、その他の書類を保管する。

(3) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第14条 会計は次の職務を行う。

(1) 総会が決定した予算にもとづいて一切の会計事務を処理する。

(2) 総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

(3) 予算の立案について協力する。

第15条 役員は役員候補者推薦委員会、選挙管理委員会及び会計監査委員会を除くすべての会議に出席して意見を述べるができる。

第6章 会議

第16条 本会は次の会議をもって運営する。

- (1) 総会
- (2) 企画委員会
- (3) 実行委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 役員候補者推薦委員会
- (6) 会計監査委員会
- (7) 選挙管理委員会

第17条 総会は最高の議決機関で、毎年年度初めと年度末に定期総会を開き次の事項を審議する。臨時総会は実行委員会が必要と認めたとき及び会員の4分の1以上の同意をもって要求のあった場合に開く。総会は会員の5分の1以上の出席をもって成立し、議事はその出席者の過半数をもって決する。

- (1) 会則の決定及び変更
- (2) 役員決定
- (3) 予算の議決、決算の承認
- (4) その他の目的達成に必要な事項

第18条 企画委員会は次により構成される。

- (1) 本会の役員
- (2) 各専門委員会の委員長

第19条 実行委員会は次により構成される。

- (1) 本会の役員
- (2) 専門委員会の正副委員長、但し地区委員会は各地区の正副地区代表とする。
- (3) 学校職員代表2名
- (4) 臨時委員会のある場合はその正副委員長および書記

第20条 実行委員会は次の任務を行う。

- (1) 各委員会によって立案された事業計画を審議承認する。

- (2) 総会に議案、報告書を提出する。
- (3) 必要に応じて特別委員会を設ける。
- (4) その他会員より委任された事務を処理する。
- 2 実行委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上のものの要求があったとき開催する。
- 3 実行委員会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 実行委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第21条 専門委員会は次の通り構成する。

委員長1名、副委員長1名、書記1名及び各地区から推薦された委員若干名

- 2 各地区の専門委員の推薦は2月末頃までとする。
- 3 学年委員会の委員は所属学級に会員より選出し、会長が委嘱する。

第22条 専門委員会は次の通りとし、必要に応じ統合して事業を行う。

- 1 地区委員会
 - (1) 地区子ども会に協力する。
 - (2) 専門委員会の地区内選出をする。
 - (3) 各委員会に協力し、その目的達成に努める。
 - (4) 活動資金調達のための行事に協力する。
- 2 広報委員会
 - (1) 本会の活動について理解を深め啓発活動をする。
 - (2) 諸団体との協力をはかるため、情報、意見の交換に努める。
 - (3) P T A会報、P T Aだより発行する。
- 3 成人教育委員会
 - (1) 会員の文化的教養の向上とスポーツ等を通しての体力の増進を図り、会員の親睦を深める。
 - (2) 成人教育について関係諸団体と意見の交換に努める。
- 4 保健委員会
 - (1) 学校給食が十分な成果をあげるように協力する。
 - (2) 保健衛生の向上を図る。
 - (3) 学校や地域社会における生活環境の整備に努める。
- 5 校外委員会
 - (1) 児童の家庭生活、社会生活の健全育成に努める。
 - (2) 児童相互の自主的集団生活の助言、指導をする。
 - (3) 集団登下校、自転車乗り実態調査等、学校の計画に協力する。
 - (4) 交通指導に当り、児童を交通事故から守る。
 - (5) 前項の活動を行うため、必要により他の諸団体及び地区委員会の協力を得る。
- 6 学年委員会
 - (1) 学年学級の諸行事に協力し、その目的達成に努める。
 - (2) 児童の福祉厚生に関する企画に協力する。
 - (3) 学年、学級懇談会及び授業参観等の

行事に協力する。

- (4) 会員及び地域社会が特殊教育を理解するように努め、併せて他の関係団体と協力し、その振興を図る。
- (5) 特別な事情にある児童の援助を行う。

第23条 会計監査委員は、総会において選出された2名の委員によって構成され、この会の経理を監査し、総会においてその結果を報告する。

- 2 会計監査委員の任期は1年とする。

第7章 顧問

第24条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は校長及び前会長とし、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は本会運営上の重要事項について諮問に応ずる。

第8章 役員・会計監査委員の選出

第25条 役員の候補者を選出するときは、役員候補者推薦委員会（以下推薦委員会）を置く。

- 2 推薦委員会は実行委員の中より各地区2名、教職員より2名の選出された委員によって構成され、互選により正副委員長を決定し、会長・副会長・書記・会計・会計監査委員の候補者の推進を行う。
- 3 推薦委員会は第2項にあげられた候補者及び選挙管理委員になることはできない。
- 4 候補者の推薦はその氏名を発表する前に被推薦者の同意を得なければならない。
- 5 推薦委員会の委員はその任務を終了したときに解任される。

第26条 役員及び会計監査委員の選挙に関する事務を処理するために選挙管理委員会を設ける。

- 2 選挙管理委員は実行委員より2名、教職員より1名互選する。
- 3 選挙管理委員はその任務を終了したときに解任される。

第9章 会計

第27条 本会の経理は会費・事業収入及び寄付金を充てる。

第28条 本会の会費は年額2,000円とし、現金納入する。

第29条 本会の会計年度は3月21日に始まり、翌年3月20日に終わる。

第10章 附則

- 1 この会則は、平成3年4月27日から施行する。
- 2 平成5年3月19日一部改正
(会費値上げ)
- 3 平成9年4月19日一部改正
(内容変更)
- 4 平成17年4月26日一部改正
(会費納入方法変更)
- 5 平成20年4月28日一部改正
(会費値下げ)
- 6 平成28年4月22日一部改正
(専門委員会統合)

西小学校PTA慶弔規定

第1条 記念品の贈呈

- 1 本会の趣旨に沿って、特に貢献した会員ならびに本校で退職した職員に対しては、企画委員会で協議の上、記念品を贈ることができる。

第2条 会員又は児童の死亡及び本部役員の父母の死亡

- 1 会員が死亡した場合は、本会として生花を贈り、代表が葬儀に参列する。
- 2 本校の児童が死亡した場合は、本会として生花を贈る。
- 3 本会の本部役員の親が死亡した場合は、生花を贈る。（本校職員は本部役員に準ずるものとする。）
 - ・生花：2段
 - ・代表が葬儀に参列する際の香典：5,000円

第3条 その他

- 1 上記の慶弔に要する費用は、原則として一般会計から支出する。
- 2 上記以外の事項については企画委員会で協議する。
- 3 本規程の変更は、企画委員会で行うことができる。
- 4 本規程は平成3年8月1日より実施する。

附則

この規程は、平成12年4月19日から施行する。

平成23年4月14日一部改正。

平成30年6月 8日一部改正。